

秋田市告示第108号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称 上新城小学校体育館
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
収容人数 225人
- 2 名称 秋田県立秋田きらり支援学校体育館
所在地 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地127
収容人数 208人
- 3 名称 南部市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
収容人数 127人
- 4 名称 金足地域センター
所在地 秋田市金足小泉字上前55番地
収容人数 72人
- 5 名称 大住地区コミュニティセンター
所在地 秋田市仁井田字西潟敷463番地
収容人数 115人
- 6 名称 中央市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市山王一丁目1番1号
収容人数 125人
- 7 名称 南部市民サービスセンター別館（多目的ホール）

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

収容人数 121人